

社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会 第一般事業主行動計画（第 3 次）

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

2. 内 容

(1)労働条件の整備対策

目標 1 平成 30 年度末の年次休暇の取得日数を、一人当たり平均 12 日以上とする。  
（平成 28 年度平均 10.2 日）

【対策】 〔平成 29 年 4 月～平成 29 年 6 月〕  
●年次休暇の取得状況を把握し、取得日数増に対する課題を検証する。  
〔平成 29 年 7 月～平成 30 年 3 月〕  
●職員への周知、啓発の実施。

(2)労働条件の整備対策

目標 2 時間外労働の削減に取り組む。

【対策】 〔平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月〕  
●所定時間外労働の実態把握を行う。  
〔平成 30 年 4 月～平成 30 年 9 月〕  
●部署毎の時間外労働削減の課題と対策を検討する。  
〔平成 30 年 9 月～平成 31 年 3 月〕  
●ノー残業デーを試行する。  
〔平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月〕  
●ノー残業デーを実施する。

(3)次世代支援育成対策

目標 3 中高生等の若年者に対する職業体験の場を提供し、介護職に対する関心を高め、将来の介護人材確保を目指す。

【対策】 〔平成 29 年 4 月～平成 29 年 12 月〕  
●若年者に対する職業体験の機会を提供するための受入体制、プログラムについて検討する。  
〔平成 30 年 1 月～平成 30 年 3 月〕  
●地域の学校との具体的な調整を行う。  
〔平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月〕  
●介護現場体験の受入を随時実施する。